

奈良市景観計画及び屋外広告物規制の改正（案）【県道木津横田線（南部区間）の規制変更】に関するパブリックコメント募集要項

本市では、平成14年4月に「奈良市屋外広告物条例」を施行し、平成22年4月には景観法に基づく「奈良市景観計画」の策定及び「奈良市屋外広告物条例」の改正を行いました。平成28年4月には「奈良市景観計画」の第1回改正、令和4年7月には第2回改正を行うとともに「奈良市屋外広告物等に関する条例」を施行し、これまで建築物、工作物、屋外広告物の景観形成に取り組んできました。

今回規制の変更を行う県道木津横田線（南部区間）は、現在、新たなまちづくりの取組を進めている八条・大安寺周辺地区と JR 奈良駅前や奈良町を結ぶ幹線道路の一つであり、今後の奈良観光の主要な動線になることが期待されます。また、同路線は、南部の大和郡山市域で国道24号と合流し、西名阪自動車道郡山ICに接続しており、奈良への南からの玄関口の一つにもなっています。しかしながら、本路線における現状は、所々で規模や色彩等が突出した建築物や屋外広告物が見られ、雑然とした印象を与える景観となっています。

このたび、この県道木津横田線（南部区間）について、奈良への来訪感を感じられる良好な景観の形成を図ることで、奈良観光の魅力を底上げしていくことを目的として、「奈良市景観計画の改正（案）」及び「奈良市屋外広告物規制の改正（案）」を作成しましたので、改正案を公表し、市民の皆様からのご意見を募集いたします。

1. 意見募集の対象(公表する資料)

- (1) 奈良市景観計画及び屋外広告物規制の改正（案）【県道木津横田線（南部区間）の規制変更】 概要版
- (2) 奈良市景観計画及び屋外広告物規制の改正（案）【県道木津横田線（南部区間）の規制変更】
- (3) 奈良市景観計画改正（案）（変更箇所表を含む）

2. 意見募集の期間

令和7年6月5日（木曜日）から令和7年7月4日（金曜日）まで（必着）

3. 閲覧できる場所

- (1) 都市計画課（市役所中央棟3階）
- (2) 総務課（市役所北棟5階）

- (3) 出張所（西部、東部、北部）
- (4) 行政センター（月ヶ瀬、都祁）
- (5) 市のホームページ (<https://www.city.nara.lg.jp>)

※ 都市計画課のホームページでも閲覧可能

上記(1)から(5)については、土・日曜日、祝日を除いた午前9時00分から午後5時00分までとなります。

4. 意見を提出できる個人及び団体

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) 本案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

5. 意見の提出方法

- ・ ご意見、住所、氏名、年齢、電話番号（法人その他団体の場合は法人（団体）名、所在地及び電話番号）、区分（上記4の(1)～(5)のいずれか）及びご意見の対象箇所を記入して都市計画課へ提出してください。
- ・ 郵便、信書便、ファクシミリ、電子メール及び持参で受け付けます。
- ・ 標題（電子メールで提出される場合は件名）を「奈良市景観計画及び屋外広告物規制の改正（案）【県道木津横田線（南部区間）の規制変更】」としてください。
- ・ 別紙の「意見提出用紙」をご使用ください。なお、必要事項をすべてご記入いただければ意見書の様式は問いません。（この様式は市のホームページからダウンロードいただけます。）
- ・ 電話等による口頭でのご意見は受け付けしません。
- ・ 日本語での記入に限ります。

6. 意見の提出先及び問合せ先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟3階

都市計画課〈電話 34-5209 / FAX 34-4885 / Eメール keikan@city.nara.lg.jp〉

※ 持参の場合は、土・日曜日、祝日を除いた午前9時00分から午後5時00分までとなります。

7. 意見の取扱い

- ・ いただいた主なご意見の要点を整理したうえで、ご意見に対する市の考え方を公表します。

- ・ ご意見のうち、単に賛否だけを示したものや趣旨が不明確なものについては、公表しない場合や市の考え方をお示しできない場合があります。
- ・ ご意見をご提出された方へ個別の回答は行いません。
- ・ ご提出された個人情報公表しません。また、本件以外の他の目的に使用しません。
- ・ ご提出された意見書は返却しません。

